

惠泉女学園大学における研究費不正使用防止計画

2021年9月27日制定

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	具体的防止計画
時間の経過により、学内での認識が低下し、周知が徹底しない。 人事異動等による責任者の交代により、後任者が十分な認識を有していない。	<ul style="list-style-type: none">大学で定めた競争的資金の責任者とその責任範囲・権限について、ホームページで公開する。とくに学内は、教授会内および事務部課長会議をとおし周知する。責任者の交代時においては、十分な引継ぎを行うとともに、担当部署による説明を行い、連絡事項に不備がないようにする。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	具体的防止計画
研究費の使用ルールとその運用が乖離する。	<ul style="list-style-type: none">研究者、事務職員を対象とし、アンケート調査、ヒアリング等を実施し、ルールの運用実態の把握に努める。使用ルールとその運用に乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で必要に応じてルール変更等も含めた対策を講じる。
使用ルールについて誤った運用が行われる。	<ul style="list-style-type: none">ルールのマニュアル化により周知を徹底し、適切なルールの運用を促進する。使用ルールについて研究者等に疑問が生じた場合には、科研費事務担当が対応することにより誤った運用を事前に防止する。運用相談を常時受け付ける。
コンプライアンスに対する関係者の意識が低下する。	<ul style="list-style-type: none">全ての構成員の意識向上等を目的とした説明会等を年1回以上実施する。コンプライアンス教育のほか、研究不正防止に関する啓発活動を定期的に実施する。不正を起こさせない組織風土の形成のため、啓発活動は全ての構成員を対象とし、意識の向上と浸透を図る。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	具体的防止計画
予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> 予算執行状況を研究者に毎月定期通知する際、執行状況と計画に大幅な乖離等がある場合は、問い合わせのうえ是正の指導等をおこない、年間を通じたバランスある予算執行を実現する。
旅費の支出において、カラ出張、旅行日程の水増し、日程の捏造、航空券の不当取扱い等の不正が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> 出張において提出された出張申請書類について、承認者が旅行の内容、出張先、相手方、出張期間およびこれらの関連等を精査する。 旅費精算時に提出された出張報告書について、承認者が出張申請書や他の提出資料等との関係を点検、確認する。 理由なく出張後1か月経過しても出張報告書が提出されない場合は、厳重な注意喚起を行い、提出を確実にする。
人件費・謝金の支出において、非常勤雇用者、アルバイトの出勤簿等の改ざん、カラ雇用等が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤雇用者の勤務実態を把握するため、事務局の担当者が不定期に非常勤雇用者の執務場所に赴き、勤務確認を行う。 アルバイトを雇用する場合は、事務担当者が執務初日等に本人確認及び勤務場所の確認を行う。 作業従事者は、出勤毎に勤務内容・勤務時間・捺印を勤務表に記し、研究代表者もしくはその確認ができる者が確認・押印することにより、管理を徹底する。 担当研究者もしくは作業従事者に対し留意事項を作成し配布し、不正使用防止について注意を喚起する。
会議費の支出において、研究遂行に必要ない飲食が行われる。	<ul style="list-style-type: none"> 文科省・学振の定める科研費使用ルールおよび学校法人恵泉女学園経理規程に基づき、会議費支出予定書などを提出させ、当該支出の妥当性を事前にチェックする。・請求書もしくは領収書には飲食の内容などを明確に記載させる。
人件費・謝金の支出において、翻訳、校正、校閲、原稿執筆などの謝金において、割り増し請求や既に発表済みの論文等への謝金請求が行われる。	<ul style="list-style-type: none"> 翻訳、校正、校閲、原稿執筆など枚数の単価で依頼する場合は、作業内容、予定枚数、謝金額等の支出予定書などを提出させ、完了した際には、依頼原本および成果物を科研費事務担当が確認し、一定期間保管する。

納品検査を行う職員の役割等が不明確となり、納品の事実が確認できない。このことにより、架空納品により業者への預け金が発生する。	・惠泉女学園大学研究活動上の不正行為の防止に関する規程に定める納品検収体制に基づき、当該職員が納品検収を行う。なお、不正な取引に関与した業者に対しては取引停止等の処分を行う。
--	---

4. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	具体的防止計画
不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。	・惠泉女学園大学研究活動上の不正行為の防止に関する規程に定めるとおり、「通報者の保護および機密保持」が厳守されることを周知徹底する。また、通報窓口等については、上記規程および内部監査室のホームページ等で公開する。
行動規範や使用ルールに関する理解が不足する。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者、事務職員を対象としたアンケート調査、ヒアリング等を年1回以上実施し、行動規範や使用ルールの理解度を把握する。 ・理解が十分でない場合は、説明会や研修会による啓蒙活動を強化する等の対策を講じる。 ・行動規範のポスター等を学内に掲示することにより、その浸透に努める。

5. モニタリングの在り方

不正発生要因	具体的防止計画
国等の制度変更により、整備した公的研究費の管理・運営体制及び不正防止計画が適切なものでなくなる。	・最高管理責任者、統括責任者および内部監査室の指導のもと、管理・運営体制や不正防止計画の適正性を年1回以上確認し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保つ。
モニタリング体制が不十分な恐れがある。	・惠泉女学園大学公的研究費取扱規程による内部監査を、内部監査室が定期的および必要に応じて実施する。監査は直接経費および間接経費も対象とする。特に旅費や謝金については、書面調査のみならず、関係者の聞き取り調査を行うなど、実効性の高い監査を実施する。